

により、四回の調整を行つたが、甲外八名は、
 ①プロパン庫の設置場所は正確に知らされて
 おらず、団地入口近くに設置するという説明
 も全く受けないので、乙はプロパン庫を
 撤去する義務がある。②もし、撤去できない
 契約を白紙解除するか、それが無理なら
 プロパン庫ができたための損害として、契約
 代金の一割（一人あたり六百万円／七百万円、
 総額六千三百万円）の損害金を支払うよう主
 張した。

これに対し乙は、①プロパン庫は所定の手
 続きを経て設置されたもので安全性は確保さ
 れている。②プロパン庫の設置場所を説明し
 なかつたという過失は認めるが、故意に説明
 しなかつたわけではなく、従業員の物件取扱
 の不慣れによるものである。③プロパン庫の
 敷地はガス会社の所有地であり撤去はガス会
 社の了解が得られず不可能である。④契約の
 現実には購入者の中に下取契約の者がおり、
 パン庫に隣接している二名に代金の一%（隣
 接二名に各七十万円、総額百四十万円）を支
 払う旨主張した。

このような両当事者の主張を踏まえて、委
 員より、①乙はプロパン庫の位置について確
 認もせず、甲外八名に説明しなかつたり、あ

る者には不適切な説明をした責任はまぬがれ
 ない。また敷地内のガス管の貸与配管につい
 ても、貸与者、貸与期間、使用費用等につい
 ても何ら説明しなかつた落度が認められる。
 ②しかし、プロパン庫の撤去は他人の所有地
 でもあり、現実には難しい。③また、契約の
 白紙解除については当機構の調整になじまな
 いので、もし白紙解除を主張するなら、裁判
 で行う必要がある、と指摘された。そして損
 害金については、プロパン庫ができたための
 心理的な損害であると考えられるので、プロ
 パン庫に隣接している二名に対して、損害金
 として代金の四%（前記の隣接二名に対して

一人当たり二百八十万円、総額五百六十万円）
 が妥当と判断され、提示したところ、乙は了
 解したが、甲外八名は、プロパン庫の撤去か、
 それができないなら全員に対しても代
 金の一割（総額六千三百万円）の損害金を要
 求したため、双方の意見が全く対立し、甲外
 八名は、基本的には金銭的解決の問題ではな
 い、これ以上話し合つても仕方がない、しか
 もく法的手段を検討する、と主張したので、
 調整不可能と判断し、調整手続きを打ち切ら
 ざるを得なかつた。

（企画調整部調整第二課長）

建物の不具合をめぐるトラブル

三年度第五号のあらまし

下坂 誠四郎

水管の破損個所の修理を行つた。

買主甲は、売主業者乙より、土地付戸建住
 宅を購入し、入居した、入居して一週間後に
 床下換気孔から水が溢れだしたので、乙に修
 理を依頼したところ、乙は、基礎に穴を開け
 て排水し、原因と思われる一階洗面所への給
 とが判明した。

しかし、その後風呂場排水口等から悪臭が
 たちはじめたため、施工業者に修理を依頼し
 たが、うかくゆかず一年が経過する内に、再
 度床下浸水が発見された。甲は、乙に調査を
 依頼したところ、給湯管から漏水していたこ

そこで、乙は、基礎を削り、修理工事をする旨申し出をしたが、甲は、一年以上も湯につかっており、基礎土台の木材に影響が考えられ、また、建物全体の工事にも問題があるとして、建物を建て替えるか、等価交換するよう要求したため、紛争になつたものである。

二 調整の経過

委員三名（弁護士一名、建築家一名、行政経験者一名）により四回の調整を行つた。調整の過程で不具合の確認のための現地調査を実施するとともに、乙は、甲邸の補修工事のための改善案を二回提出した。

甲は、乙の補修工事改善案は具体的な調査に基づき、原因究明をして改善案をだしたものではなく、補修工事のひきのばしのためである。図面も「はつり」の省略がいたるところに見受けられ、納得できないとし、あくまで、建物の建て替えか、等価交換をするよう主張した。

これに対し乙は、改善案は工事をひきのばすためのものではなく、一刻も早く工事を行いたいがためのものである。原因究明のため調査をしたいとお願いしたが、証拠がなくなるとして甲の協力が得られなかつたのが工事の遅延の原因である。改善案は「はつり」を

省略したものもあるが、建物は構造計算に基づき建築されたもので、構造耐力上問題はなく安全性は確保されているので、補修工事の範囲内で対処したい。建物の建て替えとか、等価交換は考えてないとした。

委員より、本案件は売買につわるトラブルであり、建物が当初の目的を達し得ない程度の瑕疵であるということになれば、契約解除も考えられるが、このような瑕疵とは認められないので、建物の建て替えとか、等価交換ははじまないとし、建物の補修工事で対処するのが妥当との判断が示された。

しかし、甲は、乙が提出した補修工事改善案の改善内容、修理方法では信頼できない、仮に妥協するにしても、補修工事後の建物の保証（二十年・三十年）と、工事業者の変更の二条件を強く求めた。

これに対し乙は、①建物の保証については、補修とは別に建物のアフターサービスの範囲内で瑕疵担保責任は負うが、補修後二十年、三十年保証することはできない。②工事業者の変更是、将来、不具合が発生したとき、責任の所在がはつきりしなくなるので難しい、としてその要求を拒否した。

一方甲は、二つの条件がみたされない限り、補修工事には応じられないと再度主張し、両

者の主張が対立し、妥協の余地がなかつた。このような状況により、これ以上の調整は不可能と判断され、調整手続きは打ち切らざるを得なかつた。

（企画調整部調整第一課長）

